

議案第62号

清水町選挙ポスター掲示場条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町選挙ポスター掲示場条例の一部を改正する条例

清水町選挙ポスター掲示場条例（平成2年清水町条例第9号）の一
部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。